

## 6 法務関係

### ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
法曹人口の大幅増員等 (法務省)	b 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。 また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。	調査・研究・検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ア aに移行)
	c 司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標(平成22年ころまでに3,000人程度)を可能な限り前倒しすることを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について、社会的要請等を十分に勘案して更なる増大について検討を行う。 その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努める。			逐次検討・実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ア bに移行)
法科大学院非修了者への司法試験受験資格の確保 (法務省)	a 予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。	逐次実施 (予備試験は平成23年より実施)			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ア aに移行)
	b 法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)の者が新司法試験に合格できるよう努める。			逐次検討・実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ア bに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	c 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について毎年不断の見直しを行う。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにする。			逐次検討・実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ア cに移行)
弁護士法第72条の見直し等 (法務省、経済産業省、財務省)	弁理士、税理士、司法書士など、近年法改正がなされた結果、その行うことのできる業務に一定の法律業務が追加された隣接法律専門職種について、規制改革委員会の「規制改革についての第2次見解」(平成11年12月14日)及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、これらの法律の改正後の状況についてフォローアップを行う。 さらに、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘があることを認識しつつ、引き続き検討を行う	引き続き実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ア cに移行)
国際化時代の法的需要への対応 (法務省)	今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士(法人を含む)との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。	逐次検討・結論			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ア cに移行)
情報公開の推進等 (関係府省)	苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏まえ、個人情報の保護及び事業者に不当な不利益を及ぼす可能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民の生命 safety に直接かかわる事案については、適時に事案(トラブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容)を公表することを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事例については、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者名の公表措置の活用を検討する。	引き続き検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ア cに移行)
適正処理のための規範の制定 (関係府省)	b 公正、効果的、かつ効率的な苦情、及び紛争処理を行うための指針に関する国際標準化機構(ISO)による規格制定後、各苦情・紛争処理機関に対して、速やかにその周知を図る。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ア cに移行)

## イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	17年度	18年度		
会社設立に関する諸手続についての電子化 (法務省、総務省、財務省、厚生労働省) <ITエ に再掲>	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を引き続き一層推進する。	継続的に実施				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】イ に移行)
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省) <ITエ に再掲>	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 [商業登記規則等の一部を改正する省令(平成16年法務省令第22号)]	一部措置済	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】イ に移行)
動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化 (法務省)	b 企業担保権制度等について、改善の余地がどうか検討する。	検討開始	引き続き検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】イ に移行)
未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の延長 (法務省)	会社法に基づく法務省令である会社法施行規則29条において、他の株主が自らを売主とする旨の議案の追加の請求時期について、原則として株主総会の日の5日前としながらも、定款でこれを下回る期間を定めることができる旨の規定を設けており、各会社において、自らの適切な判断により議案の追加の請求時期を定めることができることとする。			措置		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】イ に移行)

## ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	17年度	18年度		
IT技術者に係る資格の相互認証等 (経済産業省、法務省) <ITオ aに再掲>	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。					
	a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。 [平成16年法務省告示第363号(平成16年8月27日施行)]	逐次実施				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ウ aに移行)
(経済産業省) <ITオ bに再掲>	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。	逐次実施				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ウ bに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
海外からの外国人転勤者に関する在留資格の周知徹底等(法務省)	b 上記措置を講じてもなお、企業内転勤において求められる「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となる場合には、制度の悪用防止にも配慮しつつ、その見直しも検討する。	逐次検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[法務関係]ウ に移行)
外国人人材育成に資する研修・技能実習制度の見直し(厚生労働省、法務省)	a 現在62職種となっている技能実習制度における対象職種について、開発途上国の技能移転に関するニーズ、国内の受入体制等を踏まえ、国際貢献に資する観点からも幅広く対象職種を見直す。 【職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第3号)(平成16年4月1日施行)、引き続き逐次実施】	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[法務関係]ウ aに移行)
	b 研修・技能実習生の失踪などといった問題も顕在化し、本制度が悪用されているとの指摘がある点も踏まえ、こうした問題の発生を防止する施策も併せて講ずる。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[法務関係]ウ bに移行)
入国管理体制の整備等(法務省)	a 今後我が国が歓迎すべき外国人の受入れを一層積極的に進めるとともに、国民の治安に対する不安に応えるべく必要なチェック・取締体制の強化を図るためにも、入国管理体制を整備していく。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[法務関係]ウ aに移行)
	b 収容施設における監視業務の民間委託も引き続き推進し、業務の効率化等を図っていく。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[法務関係]ウ bに移行)
「技術」、「人文知識・国際業務」の要件の緩和(法務省)	社会の実態等を踏まえ検討し、例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する。	随時措置			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[法務関係]ウ に移行)
料理人等熟練技能者に対する在留要件の緩和(法務省)	不法就労、不法滞在等他の犯罪の防止策等を図りつつ、特にニーズの高い料理人等の熟練技能者については、資格等により現状と同等の技能レベルを確保しつつ、実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する。	随時措置			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[法務関係]ウ に移行)
在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化(内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	a データベースの構築を含め、外国人の在留状況に係る情報を相互照会・提供する仕組みを整備する。	結論			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[法務関係]ウ aに移行)
	b 国及び地方公共団体が外国人の在留状況を的確に把握することができるよう、外国人の身分関係及び居住関係の確認方法である外国人登録制度を見直す。				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[法務関係]ウ bに移行)
	c 不法就労者を雇用する事業主等に在留資格確認義務を直接規定する法令を整備する。				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[法務関係]ウ cアに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	d 職業安定関連法令を改正し、外国人を雇用する全ての事業主に対して報告を義務づけるとともに、本人氏名・在留資格等、現在は収集していない情報も新たに求める。				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ウ cに移行)
	e 「入国・在留審査要領」の実効性を高める。「研修」、「興行」、「投資・経営」等の資格で在留している外国人を報告対象に含め、「外国人雇用状況報告」が対象とする資格とも調整する。				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ウ dに移行)
実務研修中の法的保護の在り方 (法務省、厚生労働省)	研修生が実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、法的保護の在り方について幅広く検討し、結論を得る。		平成18年度までに結論		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ウ aに移行)
26 ABTCの発行数の増大に向けた取組の推進 (外務省)	経済のグローバル化が進む中で、APEC域内のヒトの移動を円滑にするため、ABTC制度を積極的に活用するよう、より一層の周知措置等を講ずるとともに、初年度の発行実績を踏まえ円滑な発行に向けた発行手続の見直しを図る。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ウ に移行)
34 外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備 (法務省、厚生労働省)	a 技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、技能実習生に対する在留資格を創設する。			検討・結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ウ bに移行)
	b 制度に係る告示・公示等、法令以外の規定に基づく受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任に係る規制等について、それぞれの性質を明らかにした上、政省令への格上げを行うなどの形で整理を行うことについて検討し、結論を得る。その際は、不正行為を行った受入れ機関の新規受入れ停止期間を5年に延長するなど、規制を厳格化する等の方策についても併せて検討する。			検討・結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ウ cに移行)

## エ 国際的な高度人材の移入促進(日本版「グリーンカード」の創設など)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
永住許可・不許可事例の公開の充実 (法務省)	永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性を高めるため、永住に関する許可事例、不許可事例を、例えば各々100事例ずつ蓄積するまでの間、事例を追加する等、充実する。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ウ に移行)
永住許可における資格要件の特例措置の全国展開 (法務省)	高度人材の安定的地位の確保を促進し、経済活性化に資するためにも、構造改革特別区域推進本部評価委員会における評価を踏まえ、永住許可における資格要件の特例措置を速やかに全国展開する措置を講ずることを検討し、結論を得る。 【構造改革特区評価委員会の意見を踏まえ、全国において実施しないこととした】	結論			(法務省) 平成16年8月31日の構造改革特区評価委員会において、仮に全国展開すれば、特区における特定事業に代わる指標がなくなるため、全国展開に関する評価になじまない、とされたことを踏まえ、全国において実施しないこととした。

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
高度人材の移入に資する在留期間の見直し (法務省)	在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、結論を得る。	検討開始		結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【法務関係】ウに移行)

## オ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
行刑施設の民間開放推進 (法務省)	a 今後、刑務所等の新設に当たっては、PFI手法により設置する予定の美祢社会復帰促進センター(仮称)の実施状況も勘案しつつ、PFI手法による整備を積極的に進めるとともに、行刑施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の民間委託を行う等、民間開放を推進する。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】ア aに移行)
	b 既存施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務については、先行事例(美祢社会復帰促進センター(仮称))の実績に対する評価も踏まえつつ民間開放を推進する。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】ア bに移行)
登記事務の民間開放に関する検討 (法務省)	<p>登記事務については、不動産の権利関係や会社・法人に関する重要事項について公簿に記載し公証する公権力の行使として厳正・公正・中立に行う必要があり、不適切な事務処理により国民の権利保護及び円滑な経済取引に対し重大な影響を及ぼすこと、事務処理に必要な能力は、登記所職員が日常多数の登記事件を処理する中で、研鑽や研修を積んで身に付けている極めて専門性の高い能力であること、登記所の管轄ごとに一元的に管理すべき業務であって、利用者が事業者を選択する余地はなく、競争原理が働かないため、不適切な事業者を淘汰することが難しいことから民間開放が困難であると主張されている。</p> <p>しかしながら、公正・中立・公益性の担保に関しては、法律上又は契約上受託者にその要件を課すことで十分に対応できるものである。また事務処理能力に関しても、弁護士や司法書士等が一定の経験や研修を受けた上で、マニュアルが整備されていれば行うことができるものであり、登記事務の民間開放に関し検討する。</p>		検討開始	引き続き検討	<p>(法務省)</p> <p>登記事務の民間開放については、平成18年2月8日の行政減量・効率化有識者会議において、登記・供託事務が業務の抜本的かつ構造的な見直しの追加検討事項とされたことを受け、同会議に対して、登記事件の審査事務(いわゆる甲号事務)は、国が自ら主体となって、厳正・公正・中立に、全国統一的に直接実施する必要があり、独立行政法人化ないし民間委託することは困難であるとの検討結果を示している。</p> <p>一方、登記事項証明書等の交付事務(いわゆる乙号事務)については、「公共サービス改革基本方針」(平成18年9月5日閣議決定)において、公共サービス改革法に基づく競争入札の対象とされ、不動産登記法等の特例措置及び省令を整備し、民間競争入札の実施により民間事業者に対する委託を可能とした。</p> <p>これを受けて、昨年12月、全国22庁において民間競争入札を実施し、平成20年度から乙号事務を行う民間事業者を決定したところである。なお、この民間競争入札については、平成20年度以降も順次対象登記所を拡大して実施することとしている。</p>